

株式の併合に関する事後開示事項
(会社法第182条の6第1項及び会社法施行規則第33条の10に定める事後開示書類)

当社は、2022年10月28日開催の臨時株主総会における決議に基づき、2022年12月1日を効力発生日として、当社の普通株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施いたしました。

本株式併合に関する会社法第182条の6第1項及び会社法施行規則第33条の10に掲げる事項は以下のとおりです。

1. 株式の併合が効力を生じた日
2022年12月1日
2. 会社法第182条の3の規定による請求に係る手続の経過
当社の株主から当社に対し、本株式併合の効力発生日までに、会社法第182条の3の規定による請求は行われませんでした。
3. 会社法第182条の4の規定による手続の経過
当社は、2022年11月9日付で、本株式併合に関する会社法第180条第2項各号に掲げる事項等を電子公告の方法により公告いたしました。効力発生日の前日までに、会社法第182条の4の規定による株式買取請求を行った反対株主はいませんでした。
4. 株式の併合が効力を生じた時における発行済株式の総数
5株
5. その他株式の併合に関する重要な事項
 - (1) 当社は、会社法第180条第2項の規定により、2022年10月28日開催の臨時株主総会における決議に基づき、株式の併合を実施いたしました。
 - (2) 当社の普通株式は、2022年11月29日付で、株式会社東京証券取引所プライム市場において上場廃止となりました。

以 上